

地域計画に係る農業用施設設置申出書 添付書類等一覧

(農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号関係)

本特例が適用となる施設は、以下の事項に全て該当する施設をいう。

- (1) 農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域農業経営基盤強化促進計画により定められた目標の達成のために必要な措置として地域計画地域内に設置される基盤強化法第12条第3項に規定する農業用施設であること。
- (2) 本特例の適用を受けようとする者が、基盤強化法第12条に規定する認定農業者であること。

●お問い合わせ 熊谷市農業委員会事務局 (妻沼庁舎) 電話 048-588-9985

必要書類		部数	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
申出書	地域計画に係る農業用施設設置申出書	3	農業委員会用1部 埼玉県用1部 通知書用(申請人返却用)1部	<input type="checkbox"/>
添付書類一覧 (1部原本提出、もう1部写し可)		部数	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
提出書類	農業経営改善計画認定書の写し	2	農業政策課から送付した認定書の写し (認定書が見つからない場合は農業政策課で取得可)	<input type="checkbox"/>
	本人確認書類の写し	2	【1点の確認が必要なもの】 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書 等 【2点の確認が必要なもの】 健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書 等 【申出者が法人の場合】 法人の履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>
	申請地の位置図	2	申請地を朱書きで明示 縮尺1,500分の1から5,000分の1程度のもの	<input type="checkbox"/>
	農業用施設の平面図	2	設備や農業用機械、資材等の配置といった農業用施設内の利用計画も併せて表示	<input type="checkbox"/>
	農業用施設の立面図	2	農業用施設の構造や、規模を表示	<input type="checkbox"/>
	申請地の土地利用計画図	2	農業用施設の設置位置を含めた敷地全体の利用計画を表示	<input type="checkbox"/>
	土地改良区の意見書	2	申出地を管轄する土地改良区にて確認	<input type="checkbox"/>
	委任状	2	代理申請の場合	<input type="checkbox"/>
	その他、参考となるべき資料	2	案件に応じて別途提出	<input type="checkbox"/>

○注意事項

- ・ 届出書の提出は随時受付けています。受理書交付まで3週間程度かかります。
- ・ 農業用施設の設置にあたっては本申出とは別に農用地域内における開発許可不要申出書(農業興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号)を熊谷市農業政策課へ同日に提出してください。(同時交付になります。)
- ・ 農業振興地域整備計画に係る軽微な変更(農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第2号)及び当該農業施設の地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)への記載(農業経営基盤強化促進法第19条第2項第4号)の手続きが別途必要となる場合がありますので、詳細は熊谷市農業政策課までお問い合わせください。

●お問い合わせ 熊谷市農業政策課 (妻沼庁舎) 電話 048-588-9990